資料２

保護林モニタリング調査の計画について

令和６年１２月３日

北海道森林管理局

目次

1.現行のモニタリング調査の計画について　・・・・・　1

2.今後の方針について　・・・・・　3

1.現行のモニタリング調査の計画について

現行のモニタリング調査

＜森林詳細調査＞

調査プロットを設定して保護林の状況を把握する詳細な現地調査

【調査項目（抜粋）】

・立木調査（樹種、樹高、胸高直径等）
・下層植生調査（種名、植被率）
・気象害
・病虫害
・鳥獣害

＜森林概況調査＞

森林概況調査票（チェックシート）を用いて実施する保護林の状況を把握する簡易な現地調査

【調査項目（抜粋）】

・林相
・最大樹高、最大胸高直径
・周辺環境
・気象害
・病虫害
・鳥獣類等の痕跡（プロット内）

1. 現行のモニタリング調査の計画について

現行のモニタリング調査計画

保護林設定管理要領
における調査間隔

（1） **5年未満ごと**
（2） **5年ごと**
（3） **10年ごと**

（全国的には10年ごとが基本）

＜北海道森林管理局におけるモニタリング調査間隔の考え方＞

基本的に5年ごとの調査

・詳細調査（5年周期）
　① 保護対象種が「希少種」の場合
　② 保護対象種に過去５年間「エゾシカ食害被害」が確認された場合
・次期は詳細調査（以降、再検討）
　③ 保護対象種に「自然攪乱」が確認された場合
　④ 保護対象種の生育が少ない場合
・概況調査（1年周期）
　⑤ 自然保護管理員による巡視が実施されている場合

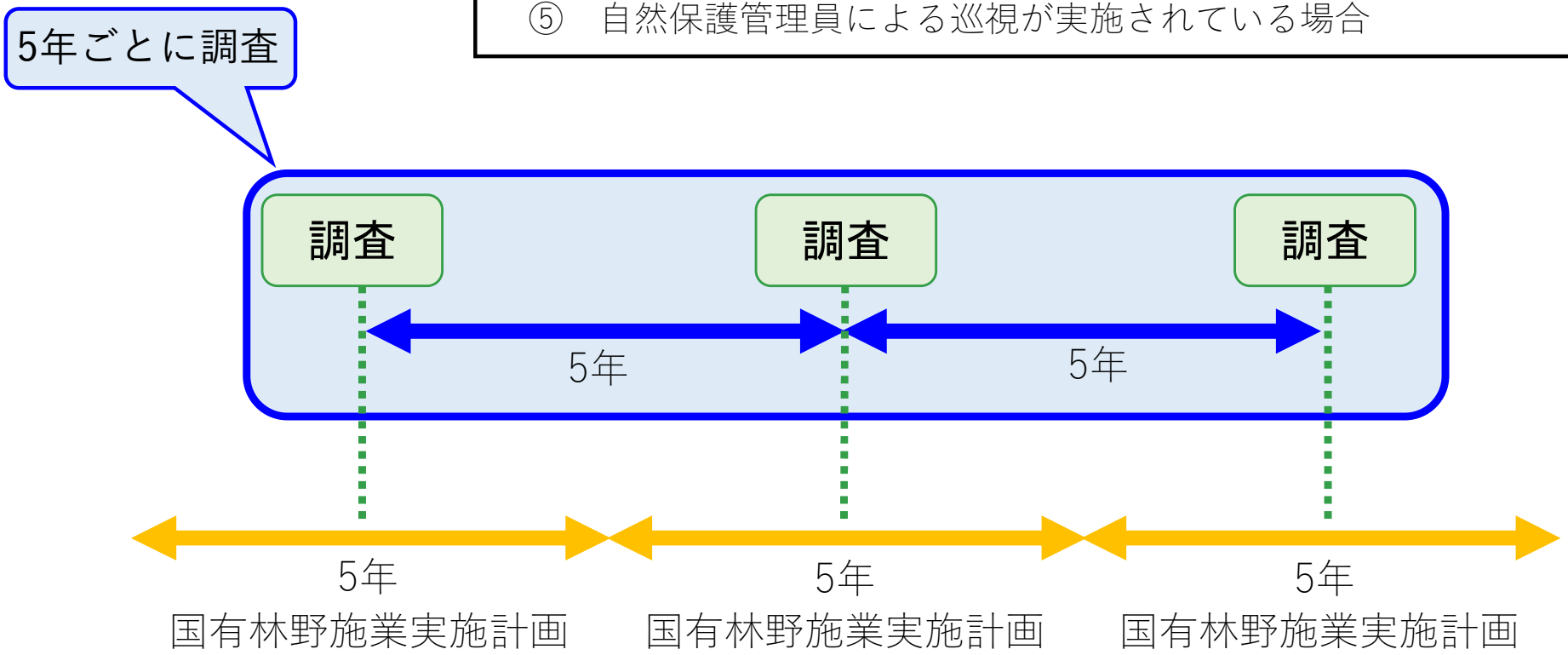

2.今後の方針について

こうした中、

・**保護対象種を含む森林の変化は少しづつ進行することから、より長いスパンでのモニタリングでも変化を適確に把握していくことが可能**

・行政需要が増大する中での効率的な予算執行の観点からの調査が必要

といった観点から

令和7年度以降、**モニタリング調査地の精査が必要**

例えば、遺伝資源希少個体群保護林

→モニタリングが行われない計画等作成の周期における調査について**職員の巡視等への振替**を検討

第2回保護林管理委員会にて具体的な内容をお示しし、ご意見を伺うこととしたい

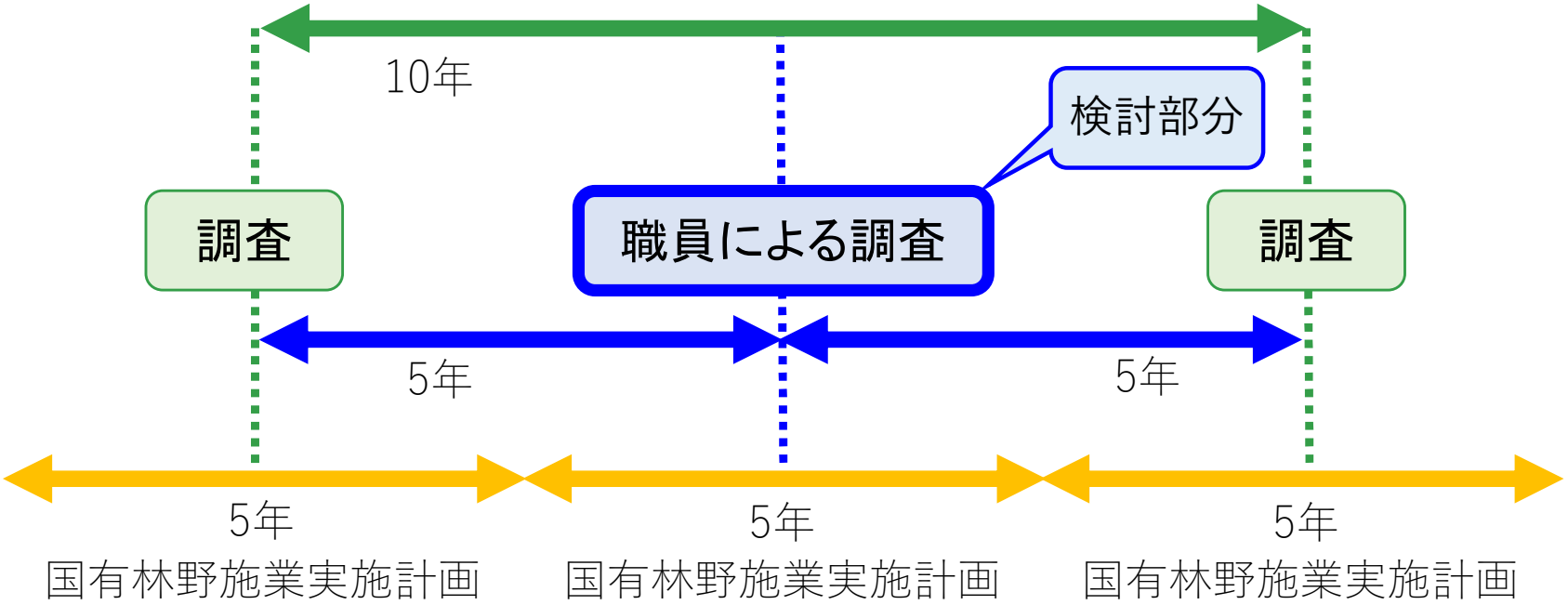

＜参考＞

保護林設定管理要領（平成 27 年9月 28 日　27林国経第 49 号：抜粋）

第５　モニタリング

２　モニタリングは、各保護林の状況を勘案し、以下のいずれかの間隔で実施するものとする。

（1）**５年未満ごと**

近い将来に当該地域における絶滅の危険性が極めて高い個体群を保護している保護林

（2）**５年ごと**

ア 遷移の途中段階にある保護林

イ 復元を行っている保護林

ウ 保護対象の個体群の持続性に問題がある保護林

エ 保護林外部からの影響を受けている保護林

オ 鳥獣・病害虫被害及び移入種による影響が顕著にある保護林

カ 温暖化による影響が顕著にある保護林

キ その他、短期間で大きな変化が想定される保護林

（3）**10 年ごと**

（1）及び（2）に該当しない保護林

３　モニタリングは、国有林野施業実施計画（以下「実施計画」という。）策定作業の前年度までに実施するものとする。また、10 年ごとのモニタリングとした場合に生ずるモニタリングが行われない実施計画策定の周期においては、**実施計画策定作業の前年度までに森林官等による巡視、定点撮影、遠隔地については空中写真の確認等の簡素な現況調査を行う**ものとする。